

## ＜保険会社等の開示請求について＞

保険会社等の法的根拠に基づく代理人以外からの診療情報の提供については、患者本人から同意を得た場合に限り許可しています。

開示依頼に必要なものが全て揃っている場合は、郵送での対応も可能ですが、当院からの返送先は所属している法人等への送付となります。また、その際の郵送費は申請者側の負担となりますのでご了承ください。

### 1. 開示依頼に必要なもの

- (1) 診療記録等の開示申請書
- (2) 申請者の身分証明書
- (3) 申請者が所属している法人等が分かる身分証明書（社員証 等）
- (4) 患者本人の委任状

※患者本人の委任状は当院の書式の内容が網羅されていれば、申請者が用意した書式を使用しても良いが、必ず開示を同意した診療科が分かる書式を使用すること。記載のない場合、患者が同意していない情報を開示する恐れがあるため、開示できない可能性があります。

※患者本人と開示同意者が異なる場合、患者本人との関係性を明らかにし、確認した上で申請すること。同意確認が不十分による紛争については、当院では一切関与しない。

- (5) 開示同意者が契約した保険会社ではなく、委託を受けた会社が代理で申請を行う場合は、委託を受けたことが確認できる書類（手配指示書 等）
- (6) レターパック等の返信用封筒

※当院へ直接取りに来られる場合は不要

### 2. 開示に伴う経費等（単価は内税）

開示手数料	3,300円
診療録コピー代（1枚）	
紙	10円
CD-R	2,200円
画像写真コピー代（1枚）	
CD-R	2,200円

※保存期間を過ぎて診療記録が残っていない場合、診療記録の不存在を証明する書類を発行する際は、開示手数料を証明書発行料に充てさせていただきます。